空き家対策についての 提言書

令和2年1月27日

戸田市議会 文教・建設常任委員会

2ページ はじめに 1. 広報と相談体制について (1) 空き家の適正管理に向けた広報について 3ページ 5ページ (2) 空き家バンクと相談窓口について 7ページ 2. 補助金の拡充について 3. 再建築不可物件について 9ページ 4. 連携体制について 11ページ (1) 町会・自治会との連携について (2) 民間やNPO等との協力体制について 13ページ 14ページ おわりに

はじめに

空き家は、建物の老朽化が進行しやすく、地震、台風、大雪などの自然災害により倒壊するリスクが高く、不審者が不法侵入したり、放火の対象にされたりするなど、犯罪につながる可能性も高い。また、そうした手入れの行き届かない建物は、ゴミの不法投棄場所になりやすく、ネズミや害虫が発生したり、野良猫が住みついたりするなど、周囲の景観を損ねるだけでなく、周囲の住環境の悪化につながる。

2018年の全国の空き家数846万戸は、住宅の7軒に1軒が空き家となっている計算であり、今後も空き家数の増加が見込まれている。本市における平成30年度末時点の空き家数は223件、そのうち管理不全となっている空き家は31件となっている。

そうした中、2018年5月に「戸田市空家等対策計画」を策定、2019年4月には、空き家バンク制度の運用を開始するなど、今後増加が見込まれる空き家への対策が進められているところである。そうした取り組みを、方向をたがうことなく、実効性ある取り組みとして進めていっていただくための知見となることを願い、いくつかの方策を提案する。

1. 広報と相談体制について

(1) 空き家の適正管理に向けた広報について

● 現状

2019年4月1日「戸田市空き家バンク」がスタートし、ホームページや相談体制が構築され、パンフレット「戸田市空き家ガイド」が作成された。しかし、9ヶ月経過した今も、ホームページには、空き家の情報が1件も登録されていない。戸田市では、パンフレットの配付等により、空き家の周知啓発を図っているが、相談から空き家の適正管理につながった件数が少なく、先進自治体と比較して、空き家対策などの情報発信、広報啓発による相談窓口の利用促進が不足している。

● 先進事例

栃木県栃木市の広報では、デザインや空き家の情報がひと目でわかりやすくまとまっているだけでなく、少し危機感をあおる表現で空き家予防の重要性を伝え、空き家の適正管理につなげている。栃木市の広報の中で特に参考となりそうな箇所を以下に記載する。





納税通知するの金く知るの金りめるましているといる。

▼栃木県栃木市の空き家パンフレット 「あなたの空き家大丈夫ですか?」











- ① 相談窓口の電話番号を統一して掲載し、相談を促している。
- ② 空き家解体のメリット・デメリットや利活用の選択肢や流れを記載する ことで、所有者に具体的なイメージを持たせている。
- ③ 解体やリフォーム等の民間業者との連携を強化し、広告を掲載している。
- ④ 空き家を放置した場合の危険性、想定される具体的な事故、試算による損害額を掲載することで、所有者に危機感を持たせ利活用を促している。

→ 提言

空き家の所有者、利用希望者、地域住民に、空き家を適正管理する必要性・重要性についての理解を深めてもらえるよう、わかりやすい広報やPRをさらに進めるよう提言する。

(2) 空き家バンクと相談窓口について

● 現状

戸田市の空き家バンクでは、市と宅建協会が協定を結び、市が空き家の募集と情報提供、登録申込みの受理を担い、宅建協会が空き家の現地調査や契約交渉等を担うこととしている。

● 先進事例

栃木県栃木市の空き家バンク「あったか住まいるバンク」も戸田市と同様に宅建協会と協定を結び、空き家バンクを行っているが、宅建協会への橋渡しまでの流れが一部異なっている。

▼栃木県栃木市の空き家バンクホームページ



空き家バンクの登録物件は、物件情報や間取りのほか、外観・屋内の写真なども併せて掲載している。

▼栃木県栃木市の空き家バンク登録の流れ

事前調査

空き家・空き地の売却や賃貸を希望する所有者は、事前に電話や窓口でお問い合わせください。市の職員による事前調査や写真撮影(外観・屋内)を行います。

ラ 登録申込み

登録可能な場合、所有者は物件登録に必要な書類を住宅課定住促進係に提出します。

現地確認

所有者立会いのもと、市・担当宅建業者との顔合わせを行い、今後の流れや注意事項について説明します。

物件紹介

あったか住まいるバンクのホームページに登録し、物件を紹介します。

交渉・契約

物件を見学したい・買いたい・借りたいなどの問い合わせを受けると、担当宅建業者が所有者に連絡の上、業者の仲介により交渉を開始します。契約成立時には仲介手数料が発生します。

空き家バンク登録の問い合わせを受けたときは、職員による事前調査や 外観・屋内の写真撮影を行っている。物件を登録するときは、所有者立会い のもと、市と宅建業者との顔合わせ・説明を行うなど、市と宅建協会が連携 して取り組みを進め、信頼性の高い市が窓口を担い、専門性の高い宅建協会 に橋渡ししている。

また、さいたま市では、空き家のワンストップ相談窓口を設置している。 各関係団体が実施事業者となり相談窓口を開設し、相談実績の報告や情報収 集、セミナーの共催を行うほか、より専門的な相談は弁護士や不動産業者な どへ橋渡しするなど、空き家の適正管理・利活用について、一貫して相談で きる体制を構築している。

→ 提言

空き家の所有者等が相談しやすいよう、ワンストップ相談窓口を設置するとともに、市と宅建協会が密に打ち合わせを行いながら連携して取り組むことができるよう、空き家の相談から適正管理・利活用まで一貫して案内できる相談体制づくりを提言する。

2. 補助金の拡充について

● 現状

戸田市では、売買契約が成立したときに空き家所有者が宅建業者に支払う仲介手 数料や、空き家購入者が行う改修工事費、除却工事費の補助を制度化している。

▼戸田市の空き家についての補助金

空き家バンク	物件の売買契約に係る仲	※空き家バンク登録物件のみ対象
登録促進	介手数料:5万円	
改修・解体	改修:40万円(1/2)	※解体は戸建て住宅に建て替え、自
	解体:30万円(1/2)	ら居住するために行う工事が対象
	【上記に加算】	
	子育て世帯:10万円	
	3世代同居:5万円	
	市内業者施行:5万円	

※本補助金と併せて、返済する全期間が固定金利の住宅ローン【フラット35】を利用する場合、当初5年間の金利が0.25%優遇される制度を導入している。

● 先進事例

栃木県栃木市では、空き家に対する補助金のほかに、移住などの補助金がある。 栃木市の制度は、まちなかにおける定住人口の増加と、まちなかの活性化を目的と している点、市外の子育て世帯が空き家の改修と移住促進の補助金を利用した場 合、補助金総額は100万円規模にまで膨らむ点を特徴としている。

また、戸田市の解体補助金が、住み替えを前提としているのに対して、栃木市の 解体補助金は、危険空き家対策の一環としており、老朽化した空き家の解体のみで 利用可能となっている。

▼栃木県栃木市の空き家についての補助金

改修・解体	50万円(1/2)	※改修は国の補助金を活用。解体は老朽化した
		危険空き家対策の一環としており、解体のみで
		も利用可能。

▼栃木県栃木市の市街化区域への補助金

移住促進	新築:30万円、中古:20万円
	【上記に加算】40歳未満:10万円、50歳未満:5万円、
	こども1人:10万円、市内勤務:10万円、市外勤務:5万円
市内住替え	新築:15万円、中古:7万5千円
	【上記に加算】50歳未満:5万円、子ども1人:2万円
3世帯同居近居新築	新築・購入・増改築:20万円

※移住補助金と併せて【フラット35】を利用する場合、当初5年間の金利が0.25%優遇されるが、耐震性や省エネルギー性などに優れた質の高い住宅取得時に利用可能な住宅ローン 【フラット35】Sとの併用時には、金利がさらに0.5%優遇される制度を導入している。

→ 提言

①危険な空き家を除去したり、有効利用したりするためには多額な費用が必要であり、空き家の所有者や利用者を対象とした、解体費の補助、改修工事や除去工事に関する費用補助の金額及び要件の拡大を提言する。子育て世代の多い本市において、今後、高齢者世帯の急激な増加が懸念されるところであり、子育て世帯を中心とした移住定住人口の増加に向けた空き家の利活用につながると考える。

②地域コミュニティ化につながる住宅取得補助金を拡大するよう提言する。

3. 再建築不可物件について

● 現状

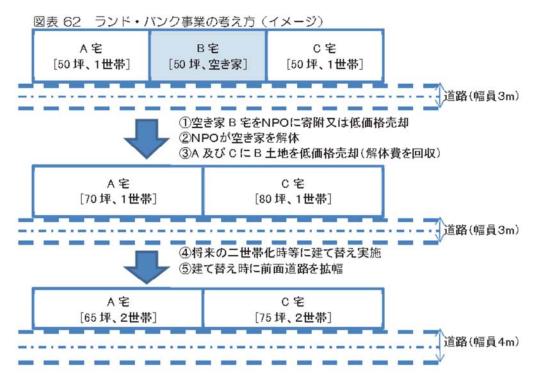
戸田市には、接道条件等の再建築条件を満たせない再建築不可物件に対する施策はないが、再建築不可物件は、老朽化が進み、利用者がいなくなっても解体等の対応を取るモチベーションが低いため、そのまま放置されるケースが多く見られる。そこで、本市のような人口稠密都市においては特に対策が求められる。

平成28年8月から平成29年3月に実施された実態調査では、市内で空き家とみられる263件のうち、3件が再建築不可物件に該当すると考えられるとのことであった。

● 先進事例

山形県鶴岡市の「ランド・バンク事業」とは、小規模宅地において、空き家や空き地の所有者から当該不動産を「まちづくり」に提供してもらうことで、空き家、空き地、狭隘道路を一体的に整備する手法である。

この事業は住環境整備の財源を空き家所有者の民意(善意)に拠っているところが特徴であり、「空き家を処分してくれるなら、土地ごと行政に寄付(ないし低廉譲渡)しても良い」という所有者の善意を活用している。「空き家所有者の善意」と「隣地所有者のニーズ」をうまく結びつけ、空き家対策に留まらず、地域における密集市街地再編の新たなツールとして注目されている。



出典:早坂進「空き家所有者の民意を資源とした空き家、空き地の集約化によるまちなか居住の再編」 都市計画 303 号、28 頁から作成

→ 提言

山形県鶴岡市のランド・バンク事業を参考に、再建築不可物件を活性化するため、空き家・空き地対策と密集市街地再編のコーディネートを行うよう提言する。

4. 連携体制について

(1) 町会・自治会との連携について

現状

戸田市では、町会などに依頼して、空き家に関する連絡や情報を随時受け付けている。また、民生委員などを通じてパンフレットを配布するなどして、空き家バンク等の空き家対策を紹介している。

● 先進事例

滋賀県米原市では、平成26年度から、「まいばら空き家対策研究会」 の育成を支援しており、自治会の協力により、空き家所有者、米原市への 移住を考えている方への働きかけを行っている。

- ① 地区内の空き家の現状を把握している。
- ② 空き家の利活用を検討している。
- ③ 新規入居者の受け入れ、交流。地域に魅力を感じて移住していただくために自治会と新規入居者との面談を斡旋している。
- ④ 空き家所有者が空き家バンク登録に踏み切りにくい状況もあり、地域内で出 前講座を開催して空き家について考える場を設けている。

奈良県香芝市では、空き家を地域の資源としてとらえ、空き家を使った「まちづくり」に自治会と連携しながら取り組んでいる。

老朽化し倒壊寸前の空き家について、地元自治会が所有者と賃貸契約を 結び、補助金を利用して解体し、跡地を地域コミュニティ活動の場及び災 害時の避難広場として整備し、利活用している。

栃木県栃木市では、平成29年度に先駆的空き家対策モデル事業として、自 治会に協力を仰ぎ、協力が得られた自治会に住宅地図を配布し、空き家の位 置、現況や、新たに発生した空き家などの情報を報告してもらい、自治会や 地域住民と連携した空き家等の情報を効果的に収集する取り組みを実施して いる。

その後、参加自治会が増加し、取り組み状況などについての意見交換会の開催や、空き家の適正管理、空き家発生予防、活用事例、補助制度の案内や相談窓口を掲載した市民向けの小冊子を作成している。

自治会の熱心な取り組みにより、自治会ならではの情報が収集でき、充分な成果が得られている。

→ 提言

- ①町会・自治会の協力による空き家調査の実施を提言する。
- ②町会・自治会との意見交換の実施などによる、空き家の有効活用、 空き家になる前の対策に取り組むことを提言する。
- ③民間やNPOなどの団体と密に協力する体制の構築を提言する。

(2) 民間やNPO等との協力体制について

● 現状

戸田市では、宅建協会や司法書士会、建設業界、シルバー人材センター、 住宅金融支援機構等と協定を結び、空き家の改修や除去、売買、管理、住宅 ローンなどの事業を進めている。

● 先進事例

栃木県栃木市を始めとした、先進自治体では、さまざまな民間や団体と協 定を結び、協力体制を構築し、多種多様な取り組みを行っている。

- ① 金融機関によるリフォームローン
- ② シルバー人材センターやNPOの家事援助等による空き家の適正管理
- ③ 大工や専門家によるDIYリフォームや民泊セミナーの開催
- ④ 補助金を利用した解体工事やリフォームの実施

→ 提言

シルバー人材センター、民間、NPOなどの団体との協力体制を強化し、さまざまな団体と連携した取り組みを推進するよう提言する。

おわりに

今年度は、空き家問題の先進事例の視察を通じて、本市の空き家の問題点の洗い出しを行った。提言書を取りまとめる中で、全般として感じたのは、空き家対策に対する本市の取り組みに積極性が足りないのではないかということであった。

本市は全国でも平均年齢の低い街である。しかしながら今後、戸田市 も高齢化が徐々に進んでいく傾向にあり、それに伴い空き家は年々増加 してくる可能性が高い。今後のさらなる高齢化に備え、本市も空き家対 策をより充実させていく必要がある。

空き家問題は、空き家を持っている人だけの問題ではなく、管理されていない空き家の近隣に住んでいる人にとっても大きな問題である。空き家が増加している現在、近隣住民、町会・自治会など地域ぐるみで連携して取組むことが必要である。今年度の本委員会の活動を通じた提言を、戸田市の空き家問題対策のさらなる改善につなげていただきたい。

委員長三輪なお子

副委員長 十川拓也

委 員 矢澤青河

委員 遠藤英樹

委 員 土屋英美子

委 員 伊東秀浩